2021年に選任される 新評議員の就任時期について

2021.2.1

昨年お送りした「社会福祉法人ニュース10月号」について、新評議員の就任時期に関する質問が多くありましたので、説明をまとめました。

○ 新評議員の任期が「評議員選任・解任委員会の日」からとなっているが、 現評議員の任期の終わりは「定時評議員会終結の時」となっている。この場合、定時評議員会はどちらの評議員で開催するのか?

A 現評議員で開催します。

〈任期満了〉

2021年定時評議員会終結の時

現評議員

評議員選任 • 解任委員会

(現評議員で開催) 定時評議員会

新評議員

任期は始まっているが、就任していない

〈選任日〉

評議員選任・解任委員会の日

〈就仟日〉

2021年定時評議員会の日

任期の開始は「選任された時」からとなっています。そのため、就任日より前に選任されると「任期は始まっているが、就任していない」期間が生じます。※詳細は「【別添】解説」をご覧ください。

このような選任順序にしておくと、「定時評議員会」「理事会」「評議員選任・解任委員会」の3会議を同日に開催しなくとも、常時評議員を置くことができます。

「定時評議員会」「理事会」「評議員選任・解任委員会」の3会議を同日に開催する方が勝手がよいのであれば、同日に開催し、新評議員の任期を「定時評議員会の日から」とすることもできます。

☆★ 過去の資料は町田市ホームページでも公開しています。★☆

☆★ インターネットで「町田市 社会福祉法人ニュース」と検索してください! ★☆

町田市 地域福祉部 指導監査課(町田市庁舎7階 窓口番号703)

電 話 番号:042-724-4094(法人担当)

電子メール: fukushi040@city,machida,tokyo.jp

町田市ホームページ:社会福祉法人の認可等・指導検査(トップページ>医療・福祉>地域福祉)

